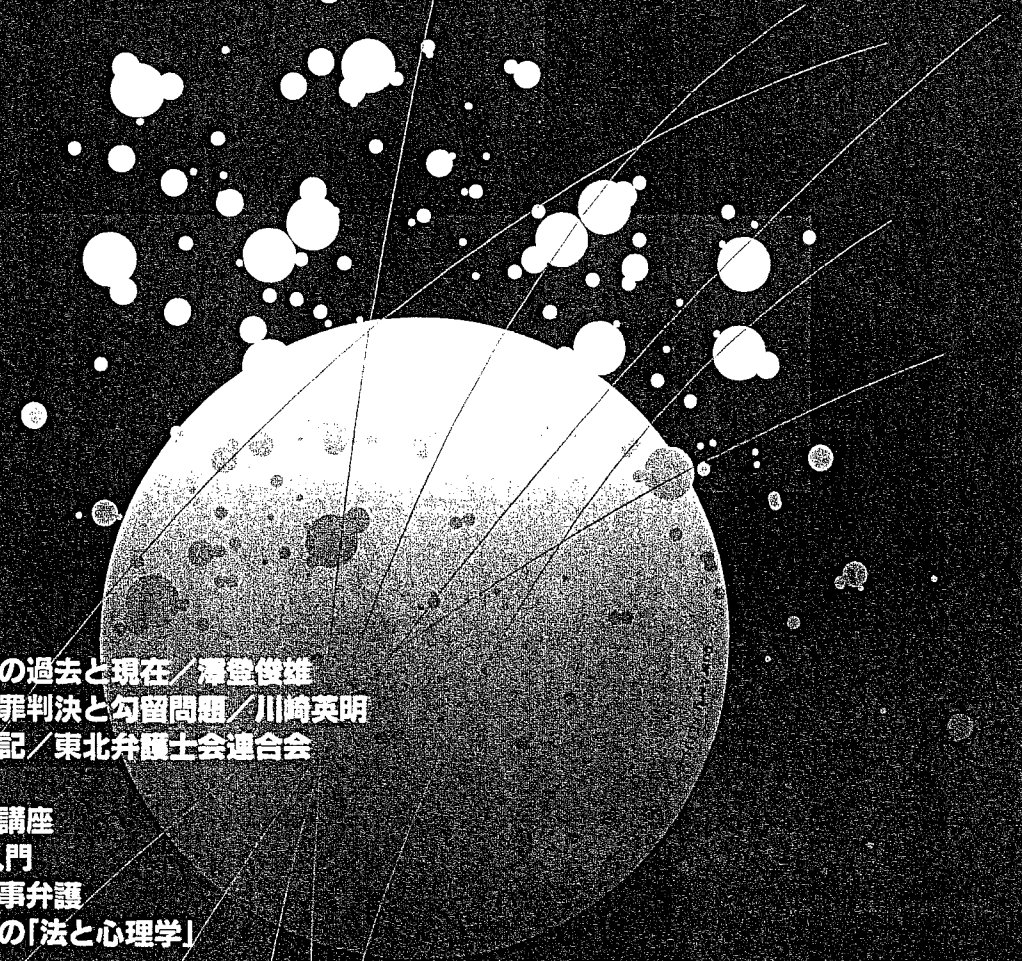


季刊 刑事弁護

Quarterly KEIJI-BENGO No.23 Autumn 2000



少年法改正問題の過去と現在 / 澤登俊雄
東電OL事件無罪判決と勾留問題 / 川崎英明
若手弁護士奮闘記 / 東北弁護士会連合会

●刑事弁護実務講座
Q&A刑事弁護入門
パワーアップ刑事弁護
弁護活動のための「法と心理学」

VIEW23 伊佐千尋

特別企画

ビデオが語る
警察取調べの実態

特集

刑事陪審裁判のビジョン

刑事弁護の
あたらしい時代をひらく

編集委員

大出良知 九州大学教授

川崎英明 東北大学教授

白取祐司 北海道大学教授

高田昭正 大阪市立大学教授

協力

日本弁護士連合会刑事弁護センター

検察官と陪審裁判

福来寛

カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学教授

「私にとって陪審裁判とは、検察の仕事
を市民に理解してもらう絶好の機会と
言うのは、一九九二年から八年間、カ
リフォルニア州司法長官を務めたダニ
エル・ラングレン(Daniel Lungren)であ
る。今年五月三一日に行われた「陪審と
民族」のパネル・ディスカッションでの
言葉である。そして検察官とは、高潔か
つ誠実な役割を担う大切な職業である
と言いつける。よって検察官の最高責任
者であった彼の一番大切な役目は、地
方検事が陪審裁判を含む刑事事件で
得た有罪判決を「死守すること」
(defending convictions)と断言する。

Lee)は、「陪審制度は『チェック・アン
ド・バランス』(checks and balances)の役
割を担う大切なシステム」と言う。つま
り市民の司法参加は、政府権力の集中・
専制を防ぎ、刑事システムを含む司法
制度の公正で健全な運営にとって重要
な制度であると強調する。

前司法長官や現役検察官のインタ
ビューを通じて感じたことは、陪審裁
判は彼らの仕事を市民に直接理解し
てもらおう大切な機会であるという認
識を強くもっていることである。そし
てアメリカの検察官の多くは、社会正
義実現に情熱を燃やし、陪審裁判を通
して市民を説得することで、政府が考
える正義と秩序を合法で正当なもの
にしようと努力しているのである。



よって陪審制度は検察官にとって大
切な意味をもつのである。

このレポートでは、検察官と陪審裁判
の関係について考えてみたい。そして陪
審裁判に対するアメリカの、とくにカリ
フォルニア州の検察官の実務について
具体的に紹介する。さらに陪審制度を前
提に、日本での実務的な問題・相違点を
模索してみたい。そして日本の検察官が
陪審裁判というのは「面白い」、また「十
分にやれる」といった感想を少しでも
もっていただければ幸いである。

サンタクルーズの 検察官と陪審裁判

まず最初に、私が所属する大学があ

るサンタクルーズの検察官と彼らの
実務について述べてみたい。

サンタクルーズはサンフランシス
コから南へ車で約二時間ほど走ったと
ころに位置し、人口約五万五〇〇〇人、
サンタクルーズ郡全体で二五万三〇〇
〇人という海岸沿いの小さな大学町で
ある。隣接するシリコンバレーの通勤
圏でもあり、不動産物件の平均価格が
全米トップ5に入るハイテック・エ
リートベッドタウンでもある。

サンタクルーズ検察局は、地方検事
(日本の検事正に相当し、公選がある)
一人、検察官(assistant deputy district
attorney)三六人、調査官一七人、そして
行政官を含め、総勢一七二人のスタッ
フから構成されている。

地方検事のロン・ルイズ(Ron
Ruzic)は、デルタ穀倉地帯中央部に位
置するフレズノ市出身のヒスパニッ
ク系アメリカ人である。サンフランシ
スコ大学ロースクールを一九六四年
に卒業、一九九九年に地方検事に任用
されるまでの三五年間、農業労働組合
の専属弁護士、その他一般刑事事件の
弁護士を務め、いわば検察とは対極分
野で活躍した経歴をもつ。たとえば一
九九二年から四年間、二一に及ぶ殺人

事件の弁護人も務めている。

このレポートでは、ルイズ地方検事の下で殺人事件責任者として活躍する前述のボブ・リー検察官の陪審裁判の実務に注目したい。私が五月末にコロンタクトしたときは殺人未遂事件の陪審裁判の真っ最中であった。一六年の検事キャリアをもつ四二歳のリー氏は、カリフォルニアで生まれ、両親はカナダ人、現在アメリカとカナダの二重国籍をもつ。サンタクララ大学ロースクール卒業後、モントレイ郡で三年間検事を務め、一九八七年にサンタクルーズで検察官として就任した。

陪審裁判のための 検察官の実務

リー検察官が今回関わった殺人未遂事件の裁判を通して、検察官の陪審裁判の実務について紹介する。そして日本の刑事手続の相違点を踏まえて、陪審裁判を前提に、日本の検察官の実務について考えてみたい。

この事件は、三二歳のヒスパニック系・農業季節労働者(ピッカー)と呼ばれる(が三〇歳の内縁の妻に殺人未遂で訴えられたものである。二人には一

歳半の双子の娘がいて、別居中の被害者の家を訪ね、復縁を迫り、断わられた被告が拳銃で妻を射殺しようとした事件である。被告人と被害者は英語を解せず、通訳を使つての裁判となつた。二人の正陪審員と四人の補充陪審員の選択後、陪審裁判は五月下旬から六月上旬まで延べ五日間行われた。陪審評決は有罪であった。

リー検事は、今回の陪審裁判にあたり、まず初めにトライアル・タクティクス(Trial Tactics)という小冊子を参照している。これはカリフォルニア検察連合会(CDAA: California District Attorneys Association)が出版する刑事事件担当の検察官のための小冊子で、一六章から構成されている。証人確保、公判前の申立て準備、陪審選択方法、証人尋問、冒頭陳述と最終弁論の内容と説得方法、その他、陪審裁判の法的準備・手順・方策を詳しく説明している。^①リー検事は陪審裁判のために、このトライアル・タクティクスを参考に次のような準備を行った。

1 事件に関する証拠収集と組織化
警察レポート、目撃者証言、被疑者の自白の有無、被害者の警察への緊急

電話等、その他事件に関するすべての証拠を確認し、事件ファイルを作成し組織化(organize)した。そして今回の事件で手持ち証拠の種類・入手方法を整理した。初期調査での証拠収集は郡内にある地元の警察官が行い、本格調査は検察調査官が指揮をとつて行った。血痕、拳銃指紋などの証拠は州のクライム・ラブ(Crime Lab)に送られた。

ヒスパニック系被疑者は事件後、警察署に連行され、ブッキング(booking)住所氏名、写真、指紋、身体検査を含む)を経て、二四時間の取調べが行われ、その後、裁判所へ身柄を移された。被疑者は英語をまったく解しないこともあり、警察での「自白」はなかった。

アメリカでは、日本の警察で行われる二三日間の取調べのような「被疑者段階」はない。取調べにおいても、被疑者はミランダの権利が保障されているため、警察はミランダの権利を放棄させたうえで取り調べることになる。被疑者がミランダの権利を放棄せず黙秘権を行使したり、弁護士を要求すれば、警察は以後、被疑者に対し一切の取調べができない。しかしながら、「自白調書」がなくても、今回の事件のように、初期捜査と本格捜査さえしっかり

しておけば、取調べで犯人が否定しても真犯人を間違ふことはない。むしろ取調べでは犯人から弁解を聞くことが中心になり、日本のように自白を追及する必要は少ない。事件処理の舞台は警察の取調べではなく、法廷で行われるからである。つまり自白調書に基づく「人から証拠」の刑事手続はなく、陪審裁判の導入は「証拠から人」へと捜査制度を移行させ、検察官は証拠による陪審員の説得に力を注ぐことになる。これらの証拠は予備審問で提示され、被疑者の起訴につながった。

2 訴因(Charge)と構成要件(Elements)の陪審説示(Jury Instructions)の確認

次に、カリフォルニア・ジュリー・インストラクションをメモをとりながら注意深く読んだ。この説明書には、裁判終結後に陪審員に与える裁判官説示が記されており、陪審の審理を助ける訴因と構成要件が詳細に記載してある。リー検事はインストラクション・八章六六・六七条に記載されている殺人未遂の構成要件を、手持ち証拠と事件状況に照らし合わせ、裁判の手順と方策について詳しくメモをとった。いわばこれが陪審裁判という小旅行

のロードマップとなった。

次に冒頭陳述と最終弁論の概要を作成した。これは有罪立証のための事件説明のアプローチ、証人リストと証言順番を考察するのに役立つからである。とくに強調したい証言・証拠の有無・確保、そしてそれらに問題点があると思われる場合は、可能な対応策を模索し記録した。つまりこのロードマップには、陪審に合理的疑問を残さないように説明するための、検察官としての知恵と洞察力が込められている。

セント(Moehan)は無罪という表現を使わず、「ノット・ギルティー(Not Guilty)」に有罪に非ず」と表現することはこの点を正確に表わしている。今回の裁判では、最終弁論で検察官は殺人未遂に当てはまる構成要件をすべて記述した大パネルを陪審席前に設置し、理論的にそして組織的に合理的疑問を一つずつ打ち消す努力をしていた。

3 最終証人リストの作成と証言順番

次にリー検察官は、三六人からなる証人リストを作成した。彼らの証言内容と確保の可能性とを踏まえて証言順番を決定した。その後、証人に直接コンタクト、リハーサルを行い、二人を証人尋問した。その内訳は警察官三人、検察調査官一人、目撃者(被害者を含む)二人、医者と看護婦それぞれ一名、救急電話を受け取った電話交換手一人、カリフォルニア州司法局から派遣された専門家三人である。

公判初日と二日目は、主に目撃者警官による初期調査の証言を中心に、裁判後半は専門家による科学的分析証拠の証言を組み入れた。たとえば、公判最終日の証人と提示された証拠は

以下のとおりである。朝一番に検察調査官が証言台に呼ばれ、事件後の現場で撮った写真とビデオを使って血痕、拳銃、薬莢、弾痕の位置などを検察官の質問に応じて陪審員に詳しく説明した。次に、被害者の医療処置およびそのレポートを作成した看護婦を召喚し、レポートの確認をとった。そして州都のサクラメントから毒物学専門家(Forensic toxicologist)を呼び、被疑者の血液中の薬物検査について、血液サンプルの彼のオフィスまでの到着過程、分析までの血液の保存状況、検査方法、分析段階、調査結果について詳細に尋問した。次に、事件後、最初に現場に到着した警官を召喚し、被告人の身だしなみ、ふるまい、酒気を帯びていたかどうか、また殺人意思を示唆する行動や言語があったのかどうかについて尋問した。また事件の一年前に被告人による家庭内暴力で被害者が警察通報した際、同じ警察官が駆けつけた背景もあり、そのときの状況についても尋問した。最後に犯罪分析学者(Criminalist)を呼び、被告人の血液中薬物濃度に基づいて尋問した。これらの検察官による証人尋問は裁判記録者(Court reporter)に

よってすべて記録化された。

4 モーシオン・イン・リミナー(Motions in limine)の準備

次に、リー検事は証拠の排除や確保に関する申立て、モーシオン・イン・リミナーを準備した。この申立てによって、弁護側は、被告人に不利な証拠を排除でき、検査側は立証に役立つと思われる弁護側証人の証言等を確保することもできる。裁判で陪審員に提示される証拠・証言の許容性についてはこの申立てを通じて行われるため、細心の注意を払わなければならない。

日本の最高裁は、検察官手持証拠の公判前全面開示を規制し、公判後の個別的開示命令を認めている。アメリカでは公判前証拠開示が原則となっており、そのため、弁護人は逆に、申立てを通じて不利な証拠や非合法的に入手したと思われる証拠を排除する手続をとる。カリフォルニア刑法九九五条に基づいて行われるので「九九五申立て」とも呼ばれる。たとえば、被告人の前科等が排除の対象となる。また検査側も、この申立てで被害者がギャングの一員であったなどという事実を排除することもあ

よる警官へ不用意な発言を排除する申立てを弁護人が提出した。このように、カリフォルニアの証拠開示はリベラルに行われ、検察官や弁護人が相手方の証拠状況を知り、また自己に不利な証拠を排除するのに役立っている。

5 陪審選択の用意

次に、リー検事は陪審選択のための質問項目を作成し、判事に提出した。これは一九九〇年のカリフォルニア住民投票で、陪審選択での陪審候補者への質問は、裁判官が行うという提案一一五条が可決されたためである。以後、原則として、弁護・検察側双方は質問項目を裁判官に提出し、裁判官がそれらをもとに、直接陪審員に質問、選択する方法がとられている。実際のウォオアニールでは、リー検事はもう一人のアシスタントとともに臨み、二人の正陪審員と四人の補充陪審員を選択した。

6 弁護側証人・反対尋問の準備、下調べ

最後に、リー判事は弁護側証人の反対尋問の用意を行った。今回の裁判では弁護側はサンタクルーズ市の警察官、精神分析学者、そして被告人の三人

を証人尋問した。弁護人は精神分析調査書をもとに、被告人に殺意はなく、長年の極度の鬱病の結果、復縁を断わられたとき、発作的に発砲したと主張した。リー検事はあらかじめ精神分析学者の履歴書と報告書を分析し、反対尋問で、証人はこれまで数多くの証言を行っていていること、それはすべて弁護人の依頼であること、被告人の精神鑑定分析は事件の六カ月後に行われ、事件当時の被告人の精神状態とは時間的にかけ離れていることを指摘した。また、証人は実際には犯行現場は見えておらず、被告人の精神鑑定はすべて多肢選択テスト方式で決定され、個人的なインタビューによる鑑定ではないことなどの問題点も指摘した。リー検事はあらかじめ証人のバックグラウンドを詳しく調査し、弁護側証人の提示した証拠の弱点や疑問・問題点を陪審員に指摘し訴えようとしたのである。

日本での陪審裁判と検察官

もし陪審制度が日本で再導入された場合、現行憲法および刑事訴訟法の改正は必要なのであろうか。この質問に対し、鯉越滋弘・新潟大学法学部教授は「改

正する必要はほとんど存在しない」と断言する^①。さらに陪審裁判が存在しなかったことが、憲法や刑事訴訟法の本来の解釈から逸脱した解釈と運用をもたらしてきたと強調する。となれば、陪審が導入された場合、日本の検察官もサンタクルーズのリー検事と同様に、陪審裁判の準備に対応せねばならない。

たとえば、アメリカと同様に、事件内容と証拠に基づき、証人リストやその順番を論理的に組み立てることが必要になってくるであろう。また訴因と構成要件を明確に提示し、組織化して立証する努力と説明方法が求められるであろう。弁論の巧拙が訴訟の結果を左右することもあり、弁論技術も磨かなければならないだろう。そして証拠は口頭主義に則り、証人尋問を通して記録化されていくのである。

従来の「自由調書」による捜査、証拠固めは難しくなる。つまり従来の自由調書を中心とした糺問主義的捜査から、客観証拠を中心とする弾劾主義捜査に移行していく可能性が出てくる。

自由調書についても、その許容性は裁判官が判断し、その信用性は陪審に委ねられるからである。よって陪審裁判は、カリフォルニアの検察官と同様、

日本の検察官にとっても大切な意味をもつこととなる。アメリカの検察官は、陪審裁判は刑事・司法システムの公平な運営にとって「チェック・アンド・バランス」の役割を担っているという。これは陪審裁判が検察官にもたらした教訓ともいえる。日本の検察官も陪審制度がもたらす変化に対応し、その高潔かつ誠実な役割——すなわち、政府が考える社会正義を陪審を通じて市民に説得すること——を果たしていけるものと信じる。

① 他州でも同様な小冊子が作成されている。そして同じような刑事事件のマニュアルは弁護人にも用意されている。たとえば、マサチューセッツ州法律教育団体(Massachusetts Continuing Legal Education, Inc.)は上級裁判所での刑事実践マニュアル(Superior Court Criminal Practice Manual)を発行している。この本は、告訴から控訴まで検察官と弁護人がすべきことがらを、ベテラン検察官、弁護人そして判事がコメントを含め詳細に三三章に分けて記載している。

② 鯉越滋弘「陪審制度と現行刑法——刑事訴訟法はどこまで改正が必要か」丸田隆編『日本に陪審制度は導入できるのか——その可能性と問題点』(現代人文社、二〇〇〇年)2章を参照。

(ふくらい・ひろし)